

平成 22 年 3 月 5 日

金融庁監督局総務課
バーゼルⅡ推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部を改正する告示（案）」に対する意見

今般、当協会では、平成 22 年 2 月 3 日付で意見募集が行われました標記改正案に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	改正(案)の該当箇所	意見	理由等
1	銀行告示／銀行持株会社告示 附則9条第2項表 同条第4項	改正案附則第9条第2項の表において、90%フロアが適用される期間が「内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後1年間」と規定されているが、本案だと内部格付手法または先進的計測手法の承認を得てから1年間以上経過した後(すなわち80%フロアの適用期間に入った後)で、もう一方の手法の承認を得た場合、1年間は再度90%フロアを採用しなければならないことになる。したがって、内部格付手法または先進的計測手法の承認を得た日から1年以上経過し80%フロアの適用期間に入った銀行が、もう一方の手法の承認を得た場合には、再度90%フロアを適用するのではなく80%フロアを継続適用できるものとしていただきたい。	内部格付手法または先進的計測手法への移行に対するインセンティブを損なうおそれがあるため。
2	銀行告示／銀行持株会社告示 附則9条第4項	「当分の間」とは、どの程度の期間なのか、もしくはいつまでなのか、について、何らかの形で目線を示していただきたい。	・フロア計算の作業負荷は非常に大きいため。 ・昨年12月の市中協議文書公表によるバーゼルⅡ見直しが進めば、「フロア規制」存続の意義は薄れるものと思われるため(したがって、「延長期間はバーゼルⅡ見直し案の施行までの間」等の目線を示すことは可能ではないかと考える)。
3	銀行告示／銀行持株会社告示 第13条第4項	「先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む」とあるが、先進的内部格付手法の使用の直前に基礎的内部格付手法を用いていた場合には、「基礎的内部格付手法又は標準的手法」を「当該直前に用いていた手法」として選択可能との認識でよいか、念のため確認したい。	念のため確認するもの。
4	銀行告示／銀行持株会社告示 第13条第5項	「第三百四条に規定する基礎的手法を含む」とあるが、先進的計測手法の使用の直前に粗利益配分手法を用いていた場合には、「粗利益配分手法又は基礎的手法」を「当該直前に用いていた手法」として選択可能との認識でよいか、念のため確認したい。	念のため確認するもの。